

# 神戸市情報マップの確認方法（景観法などによる区域指定）

## ① マップを開く

(画像はPCでの表示画面です。)

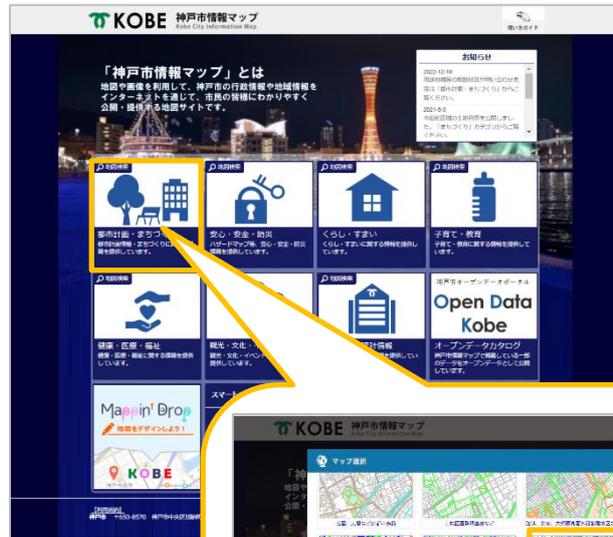
- ・「神戸市情報マップ」にアクセスし、「都市計画・まちづくり」  
→「景観計画区域など」を選択
- ・マップ選択後、利用許諾画面が出てくる場合は、「同意」をクリックしてください。

⚠ 「用途地域」も「神戸市情報マップ」から調べることができます。  
(「都市計画・まちづくり」→「用途地域」を選択)  
操作方法は②以降を参考にしてください。

「神戸市情報マップ」は、神戸市のHPから、



もしくは、下記QRコードからアクセスください。



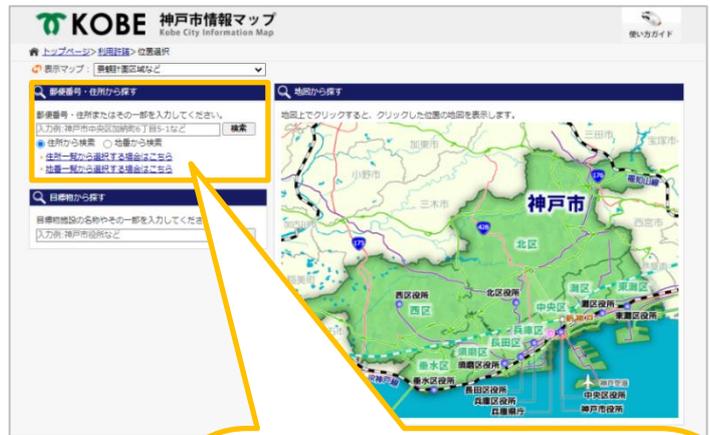
「都市計画・まちづくり」の中に「景観計画区域など」のマップがあります。

## ② 地図の表示

- ・調べたい場所の住所を入力、または住所一覧や地番一覧から調べたい場所の住所や地番を選択すると、地図が表示されます。

(調べたい場所の住所・地番が検索されないとき)

- ・地図を動かしながら検索することもできるので、もし表示されなければ、「丁目」まで入力・選択し、地図を表示させた後、地図を動かして調べたい場所を表示させてください。



「住所一覧」「地番一覧」を選ぶと、「区名」→「大字・町名」→「字・丁目」→「番地(街区)」の順に一覧表から選択することもできます。

### ③ 詳細情報の表示

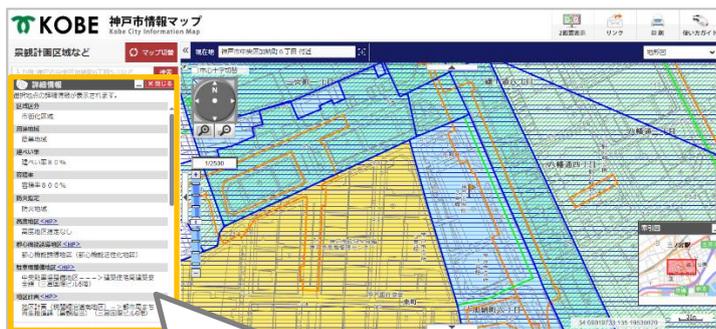
- 調べたい場所が表示されたら、調べたい場所をクリックしてください。

**!** 必ず調べている場所をクリックして、詳細情報を表示させてください。詳細情報を表示させないと、地域・地区名はわかりません。



### ④ 詳細情報（ポップアップ画面）を確認

- 詳細情報が画面左側に出るポップアップ画面に表示されるので、確認ください。
- 景観関連情報以外の情報も出てくるようになっており、景観関連情報は「詳細情報」の下の方に記載されています。



**!** (この欄の記載がある場合)  
許可申請が必要な場合、景観法に基づく手続きが必要です。許可申請提出前にまち再生推進課へ意匠の事前相談、および許可申請書にチェックリストの添付をお願いします。  
また旧居留地、南京町、岡本駅南については、市民団体等との協議も必要です。

**!** (この欄の記載がある場合)  
一部区域に屋外広告物の制限があるので、地域の内容を確認ください。

**!** (この欄の記載がある場合)  
市民団体等との協議が必要になります。まち再生推進課に確認ください。

**地区計画 <HP>**  
地区計画（三宮駅南地区）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

**景観計画区域（重点地域・地区：都市景観形成地域、沿道景観形成地区） <HP>**  
沿道景観形成地区（税関線・三宮駅前/ゾーン④）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

**景観計画区域（重点地域・地区：眺望景観形成地域） <HP>**  
眺望景観形成地域（ボーアイしおさい公園、ピエラステラス/区域a）→ 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

**景観形成市民協定等 <HP>**  
三宮駅前屋外広告物 → 都市局まち再生推進課（景観担当）（三宮国際ビル6階）

その他

**!** 神戸市全域（人と自然との共生ゾーンを除く）は景観計画区域に指定されていますが、詳細画面（ポップアップ画面）には表示されませんのでご注意ください。

（画面右上にある印刷ボタンをクリックし、印刷画面に移ると、地図の枠外に記載されます。）

